



様式第3号（第5条関係）

令和7年10月31日

矢巾町議会議長 廣 田 清 実 様

（審査請求代表者）

住所 矢巾町大字白沢第6地割62番地

氏名

村松信一



審 査 請 求 書

矢巾町議会議員政治倫理条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり審査の請求をします。

審査請求の対象議員	小 川 文 子
政治倫理基準に違反する事実	令和7年矢巾町議会定例会9月会議における令和6年度各会計決算に対する反対討論の発言において、議長の注意を無視した発言、また町長のパワハラ、職員が虚偽発言したなど、根拠、裏付けに乏しい発言。
政治倫理基準に違反する事実に係る証拠	令和7年矢巾町議会定例会9月会議の9月19日開催本会議における、令和6年度各会計決算に対する反対討論の際の会議記録。

様式第4号（第5条関係）

審査請求 署名簿

審査請求書により、審査を請求する旨、署名します。

併せて、矢巾町議会議員の選挙権を有し、矢巾町議会議員政治倫理条例第7条第1項の規定に基づき審査を請求できる者であることを申し添えます。また、この確認のため、選挙人名簿への登録につき確認を求めることについて、同意します。

通番	住 所	氏名/ 生年月日	印	署名年月日
1	矢巾町字白沢4-62	木下公一 24年3月20日		令和 7年10月31日
2	矢巾町太田17-1143	水本淳一 28年2月31日		令和 7年10月31日
3	矢巾町南矢幅8-130-24	高橋敬太 560年10月24日		令和 7年10月31日
4	矢巾町白沢2-129	吉田喜博 28年7月12日		令和 7年10月31日
5	矢巾町字煙山18-228	高橋安子 25年8月23日		令和 7年10月31日
6	矢巾町高田2-40-6	昆 秀一 39年6月21日		令和 7年10月31日
		年 月 日		令和 年 月 日
		年 月 日		令和 年 月 日
		年 月 日		令和 年 月 日
		年 月 日		令和 年 月 日

（注）氏名は、必ず自署してください。ただし、身体の故障等により自ら署名できない場合は、代筆者の氏名等を明らかにしたうえ、代筆によることができます。

※代筆の場合は、署名年月日の欄に氏名も記入すること。

（令和 6 年度決算等 8 議案についての討論での発言）

（廣田清実議長）ただいまから、各議案について討論に入ります。

なお、討論は、一般会計、3 特別会計、水道事業会計、下水道事業会計及び水道事業会計、下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分についての決算等 8 議案を一括して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

（廣田清実議長）異議なしと認めます。一括して、討論を行います。

それでは、討論に入ります。最初に、反対討論から発言を許します。

小川文子議員。

（小川文子議員）議席番号 8 番、日本共産党の小川文子でございます。

わたくしは反対の立場で討論をいたします。今回の審査意見でございますが、わたくしは町長に対して重要な発言をしたいと思いますので、_____心の準備をお願いしたいと思います。

わたくしは今回町長のわたくしに対するパワハラを訴えたいと思います。

（廣田清実議長）ちょっと待ってください。

（小川文子議員）それが、決算の前提になるものであります。

（廣田清実議長）発言はですね、討論ですから、決算に対する反対討論をするべきで、個人に対するは認められませんのでそこを了承の上討論お願いします。

（小川文子議員）これは、全ての事業に関わることでありまして、この予算のあれこれ以前の問題であります。町政運営に対するものであります。

このことによりまして、私は大変精神的に被害を受けております。これをわたくしはこの議会で述べさせていただきます。このことはおそらく、わたくしと町長は二代表制で町民から選ばれた対等平等な関係でありますから、そのわたくしがこう感じるわけでありますから、職員に至ってはましてや、その推測されるところであります。このために三年前も町長にパワハラを受けたという職員がおりましたけれども、総務委員会での調査でそれはないということになりましたが、やはり町長の処分が毎年行われて、一昨年は 13 人、14 人…。

（廣田清実議長）すみません。小川議員。今のは確定したものではなく、誹謗中傷、個人情報、それから確実なものではなくて、今は決算に関する反対討論でありますので、今の発言は決算のための討論とは認めませんので、そのところは考慮してまた発言をするようにお願いします。それはそれで、個人的な部分ですから、それは決算とは全く関係がありませんから、それはそれで、個人的に訴えるなりしていただきたいですけど、ここは、今は決算に対する討論でありますので、しっかりそれを認識して討論をお願いします。

（小川文子議員）この決算の中で、職員が毎年多数退職される、昨年は 18 名でありました。その中には課長もいらっしゃるし、課長補佐もいらっしゃるし、さらに若い職員もいらっしゃいました。希望をもって矢巾町に就職して頑張ろうと思った若い人たちが退職せざる

を得ない環境にある。これは私は大変な問題であると思います。職員のこの待遇改善、これが求められます。

(「反対討論してください」との声あり)

(小川文子議員) これが一番のわたくしの杞憂であります。職員を大切にして、そして町政運営にあたっていただきたい。そして、何よりもわたくしが今回感じたことは、南昌みらい体育館のこの審査過程の中で、町当局からの聞き取りを行った中で、職員が虚偽の答弁をしたことであります。

(廣田清実議長) ちょっと待ってくださいよ。根拠がないと…

(小川文子議員) 根拠あります。

(廣田清実議長) ちょっと待ってください。ですから、それはそれでいいんですけど、今決算認定の中で、みらい高校の決算の数字が入っておりませんし、そこはちょっと認識を新たにして討論していただかないとなんでもありの感じになっておりますし、事実を確認できるような不明瞭な部分もありますし、それを不当な発言と私は認めざるを得ませんので、討論としては討論となっておりますので、であればこれ以上同じような討論をするのであれば、討論を打ち切ります。

(小川文子議員) それは職員に対するわたくしの考えでございます。そのようなことがあれば、職員のモチベーションは上がらない、そして町政運営がうまくいかない。ここらへんを改善することがわたくしは昨年度、いわゆる令和6年度の最大の課題であろうということを目指して反対討論いたします。

(廣田清実議長) ただいまの小川議員による発言については、誹謗中傷、個人情報、それから事実確認不明瞭のため、不適當と認めることから、後日記録を調査して処置することとしたいと思っておりますけどよろしいですか。ちょっとですね、これは文字起こしをしてそのところで確認いたしますので、討論とは全く、反対討論というよりは個人に対する誹謗中傷の部分がありますので、そして、そこを確認したうえでまた対処したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(賛成討論、採決省略)

(日程第10 議案第67号 質疑、採決 省略)

(日程第11 議案第68号 質疑、討論、採決 省略)

午後4時44分 休憩

(※ 個人情報にあたる可能性のある部分は精査を要することから省略してある。)